

議案第 78 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 58 年板橋区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上板橋駅東自転車駐車場の項の次に次のように加える。

上板橋駅東第 2 自転車駐車場	東京都板橋区常盤台四丁目 21 番
-----------------	-------------------

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の別表第 1 に規定する上板橋駅西自転車駐車場に係る定期利用の承認を受けている者は、この条例による改正後の別表第 1 に規定する上板橋駅東第 2 自転車駐車場に係る定期利用の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該定期利用の承認期間は、従前の残存期間とする。
- 4 前項の規定により、上板橋駅東第 2 自転車駐車場に係る定期利用の承認を受けたものとみなされた者は、当該残存期間に係る利用料金を納付することを要しない。
- 5 利用の更新の申請により、この条例による改正後の別表第 1 に規定する上板橋駅西自転車駐車場に係る定期利用の承認を受けた者は、同表に規定する上板橋駅東第 2 自転車駐車場に係る定期利用の承認を受

けたものとみなす。この場合において、納付すべき定期利用に係る利用料金の額は、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例施行規則（昭和５９年板橋区規則第２０号）で定める上板橋駅西自転車駐車場に係る定期利用の利用料金の額とする。

６ 付則第３項又は前項の規定により受けたものとみなされる定期利用の承認は、区長が別に定める日限り、その効力を失う。ただし、当該日において残存期間を有する者は、当該残存期間について上板橋駅西自転車駐車場に係る定期利用の承認を受けたものとみなす。

７ 前項ただし書の規定により、上板橋駅西自転車駐車場に係る定期利用の承認を受けたものとみなされた者は、当該残存期間に係る利用料金を納付することを要しない。

（提案理由）

区営自転車駐車場１か所を新設する必要がある。